

《様式4》 随伴車変更届(入替・減車用)

※ コピーしてご使用ください

ジェイ・ディ共済協同組合 宛		記入日	20	年	月	日
都道府県	会社名 (屋号)	返送先	FAX	-	-	
組合員 コード		代表者名	様			
※ 登録後、FAXにて手続き完了の報告をさせていただきます。 FAXによる報告を希望されない場合は、JD共済に登録されている電話番号にご連絡させていただきます。また、メールによる報告を希望される場合は、別途手続きが必要となりますのでJD共済までお問い合わせください。						

入替 (登録車両を変更する場合)

添付書類: 車検証のコピー

※ 以前に登録のあった車両を登録する場合は不要

- 入替車両のナンバー(登録・削除)、入替日時をご記入ください。
- 受信日時をさかのぼっての受付はできません。入替日時に受信日時より前の日時が記入されている場合、受信日時をもって登録(入替)いたします。
- 入替日時の記入がない場合は、受信日時をもって登録(入替)いたします。
- 異動日時(入替日時)以降の登録内容の変更・取消し(キャンセル)はできません。

午前・午後のいずれかに○印をつけてください。
例) 深夜12時→午前0:00、昼12時→午前12:00

登録車両のナンバー				削除車両のナンバー				入替日時	
								/	午前 : 午後 :
								/	午前 : 午後 :
								/	午前 : 午後 :

減車 (登録台数を減らす場合)

- 減車車両のナンバー、減車日をご記入ください。
- 受信日をさかのぼっての受付はできません。減車日に受信日より前の日付が記入されている場合、受信日の16:00をもって登録(減車)いたします。
- 減車日の記入がない場合は、受信日の16:00をもって登録(減車)いたします。
- 減車時間の修正がない限り、16:00をもって受付いたします。
- 異動日時(減車日時)以降の登録内容の変更・取消し(キャンセル)はできません。
- 減車により返金すべき共済掛金が発生した場合は、翌月以降の共済掛金または増車による追加共済掛金と相殺させていただきます。
- 減車により、登録車両台数が0台になる場合は、契約が終了することになり減車の受付ができません。解約をする場合は、別途、お問い合わせください。

減車車両のナンバー				減車日	
				/	16:00
				/	16:00
				/	16:00

提出方法	FAXによる送信 (24時間受付可)	HP「変更届等送信フォーム」からの送信 (24時間受付可)	QRコード
	0120-25-9561 または 076-425-9561	変更届や車検証などをスマホで撮影し、JD共済ホームページの「変更届等送信フォーム」から送信することができます。 トップページ 》 各種お問合せ 》 変更届等送信フォーム →→→	

JD共済 使用欄	承認日	20	年	月	日	入力	確認	S 有・無 (備考)	重複チェック	0232-2706
	入力日	20	年	月	日					